

願及び届出

1. 欠席、遅刻をする場合は、8：15までに中学校へ保護者の方が連絡をする。また、事前に欠席、遅刻、早退がわかっている場合は、学校と家庭の連絡欄を利用して、担任に申し出る。
2. 旅客運賃割引証（学割）は、担任に申し出て、所定の用紙に記入し、係の先生へ早めに提出して指示を受ける。
3. 住所変更があるときは、直ちに担任に申し出る。

忌 引 き

以下の場合については、忌引きとなり欠席扱いにはならない。

死亡した親族		日数
血 族	1 親等の直系尊属（父母）	7 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
	3 親等の直系尊属（曾祖父母）	1 日
	3 親等の傍系者（おじ・おば）	1 日

1. 父母がない場合においては、後見人または扶養者が死亡した場合には、父母に準じて扱う。
2. 法要の場合には、1日を忌引きとして扱う。
3. 葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある 場合には、往復に要する日数を加算することができる。